

議案第15号

松阪市教育改革推進会議条例の制定について

松阪市教育改革推進会議条例を次のように制定する。

令和4年2月15日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市教育改革推進会議条例

(設置)

第1条 松阪市における教育の改革に関する重要な事項を調査審議するため、松阪市教育委員会の附属機関として、松阪市教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、松阪市教育委員会の諮問に応じ、松阪市における教育の改革に関する重要な事項その他松阪市教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、その結果を松阪市教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから松阪市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保護者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、松阪市教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が交代した場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、推進会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 推進会議は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、その半数以上を推進会議の委員から会長の指名により選出する。

(委員報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、松阪市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営その他推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。